

令和5年度
矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画

(計画期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)

岩手県矢巾町

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2	本計画の基本的な考え方	3
1	重層的支援体制整備事業の理念	3
2	重層的支援体制整備事業の目的	3
3	重層的支援体制整備事業の枠組み	4
4	重層的支援体制整備事業の重点目標	4
第3	重層的支援体制整備事業の内容	5
1	包括的相談支援事業	5
2	参加支援事業	6
3	地域づくり事業	7
4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	8
5	多機関協働事業（支援プランの作成を含む。）	9
6	矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議	10
第4	計画の推進	11

1	計画の周知・啓発	11
2	関係機関の連携	11
第5	計画の管理・評価	12
1	進捗状況の点検・把握	12
2	進捗状況の評価	12

参考資料

令和5年度矢巾町重層的支援体制整備事業支援体制図

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、少子高齢化や核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、住民同士のつながりの希薄化等による、地域や家族を取り巻く環境の変化に伴い、各関係機関（者）の相談対応件数は増加し、その内容についても、孤独死、ひきこもり、子育て世帯の孤立など複雑化・複合化が見られています。

そこで、本町では平成28年度から厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」、平成30年度から「地域力強化推進事業」を開始し、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援を実施するとともに、住民主導型の互助事業の拡大・充実に取り組んできました。

また、平成29年3月に「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」を基本理念とする「第1期矢巾町地域福祉計画（計画期間：平成29年度から平成31年度）」を策定し、その後の見直しにより「第2期矢巾町地域福祉計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）」を策定しました。

さらに、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。）」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本町では、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」で構築した支援体制を生かした上で、令和3年度から「矢巾町重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）」を開始し、事業開始から3年目を迎えます。

令和5年度矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画（以下「本計画」という。）は、重層事業をより効果的に実施することを目的に、「令和4年度矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画」の見直しを行い策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5の規定に基づき、重層事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定める実施計画であり、法第106条の5第3項に基づき、地域福祉の各分野別の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容とします。

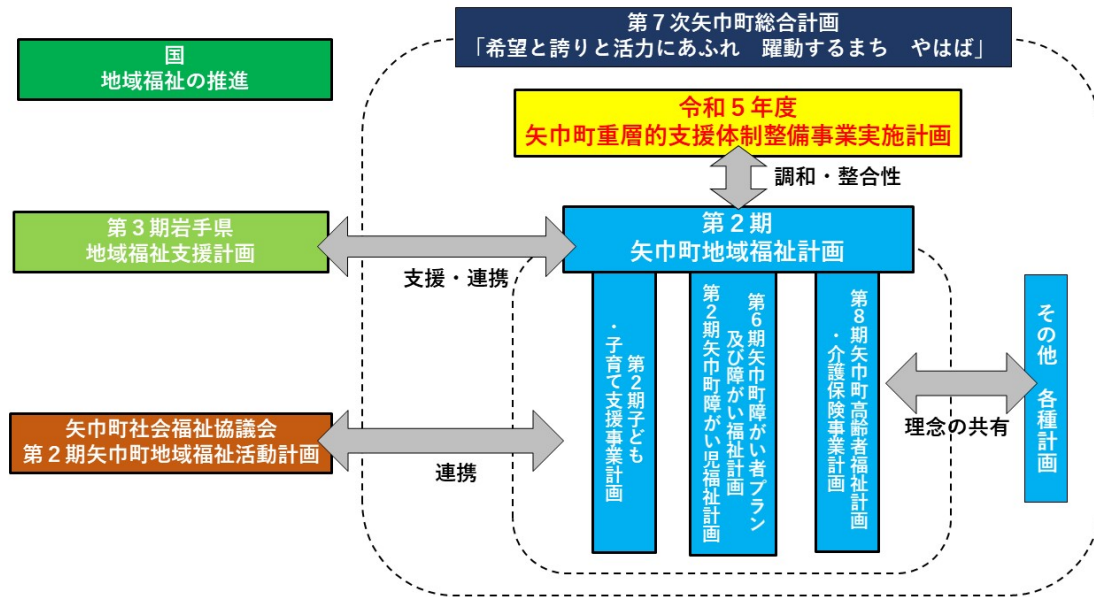


図1：矢巾町重層的支援体制整備事業実施計画と各計画との関係性

3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和5年4月から令和6年3月まで（1か年）とします。

本計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層事業の具体的な計画を定めるものであり、地域福祉計画と一体として策定することで、本町の福祉行政全体における重層事業の位置づけが明確になると考えられることから、地域福祉計画の見直しの時期に合わせ、令和6年度から「矢巾町地域福祉計画」に包含することとします。

	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6
矢巾町総合計画 (基本計画・実施計画)	第7次(H28 ⁻)		第7次(H28 ⁻)		第7次(H28 ⁻)		第8次
矢巾町地域福祉計画	第7次・前期(H28 ⁻)		第7次・後期		第7次(H28 ⁻)		第8次・前期
重層的支援体制整備事業 実施計画	第1期(H29 ⁻)		第2期		第2期		第3期
障がい者プラン及び 障がい福祉計画	第1期(H29 ⁻)		第2期		第2期		第3期
障がい児福祉計画	第5期		第6期		第6期		第7期
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第1期		第2期		第2期		第3期
子ども子育て支援事業計画	第7期		第8期		第8期		第9期
子ども子育て支援事業計画	第1期(H27 ⁻)		第2期(-R6)		第2期(-R6)		第3期
矢巾町地域福祉活動計画 (矢巾町社会福祉協議会)	第1期(H28 ⁻)		第2期(-R6)		第2期(-R6)		第3期
岩手県地域福祉支援計画	第2期(H26 ⁻)		第3期(-R6)		第3期(-R6)		第4期

図2：各種関連計画の期間について

(黒色実線：期間終了 青色または赤色実線：期間中 青色破線：策定予定)

第2 計画の基本的な考え方

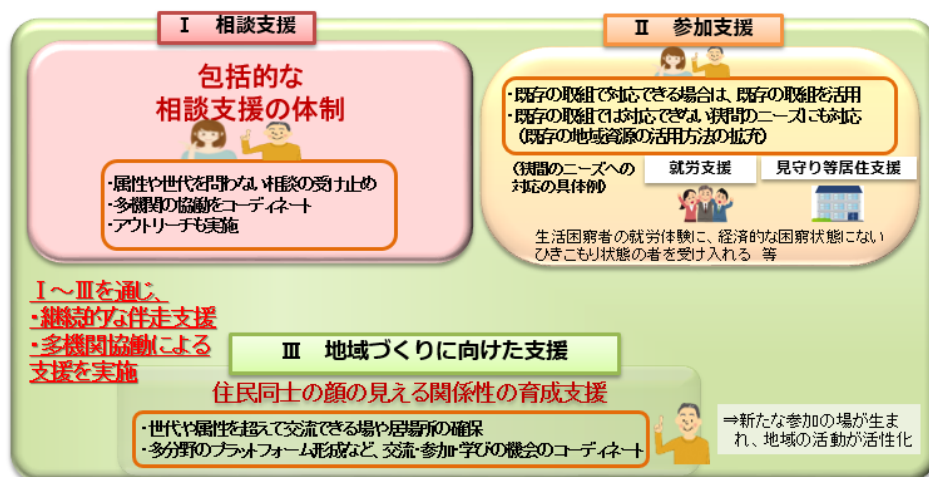
1 重層的支援体制整備事業の理念

重層事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育及び地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱える全ての住民です。

包括的な支援体制の整備や地域における重層的なセーフティネットの構築を進めていくため、住民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成や、主体的な参画・協働の場づくりを重視します。

2 重層的支援体制整備事業の目的

介護、障がい、子育て、生活困窮の分野別に行われていた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、町全体で全住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を展開します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

図3：重層的支援体制整備事業のイメージ

(「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」から抜粋)

3 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野（介護、障がい、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、法第106条の9）として交付されるものです。

本町は、上記①から⑤の事業を一体的に実施することとし、重層的支援体制整備事業交付金を財源とした事業を展開します。

4 重層的支援体制整備事業の重点目標

（1）分野横断的な支援体制の強化

福祉分野とそれ以外の分野の関係機関（者）の連携による支援体制を強化する取組を推進します。

（2）「広義の地域づくり」の推進

これまで「地域福祉」に関わりの薄かった人や団体を新たに巻き込み、多様な主体による地域づくりを推進します。

第3 重層的支援体制整備事業の内容

1 包括的相談支援事業

(1) 事業概要

介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各分野の包括的相談支援事業者が、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につなぎします。

(2) 実施体制

① 設置形態

従来分野ごとの主体（相談窓口）を維持した「基本型」を採用します。

② 提供体制

分野	事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	設置数
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号まで)	矢巾町地域包括支援センター (委託：社会福祉法人敬愛会)	1
障がい	障害者相談支援事業 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3号)	紫波地域障がい者基幹相談支援センター(委託：社会福祉法人新生会)	1
子育て	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	矢巾町子育て世代包括支援センター(直営：健康長寿課)	1
生活困窮	福祉事務所未設置町村による相談事業 (生活困窮者自立支援法第11条第1項)	福祉事務所未設置町村による相談事業(直営：福祉課)	1

(3) 評価指標

第3期矢巾町地域福祉計画の計画策定に係るニーズ調査を用いて評価指標を設定します。

(4) 本計画における取組方針

複雑化・複合化した支援ニーズを抱える方や、狭間のニーズを抱える方が相談窓口につながるよう、包括的相談支援事業の事業者間による情報共有等を実施し、効果的な周知啓発に取り組みます。

2 参加支援事業

(1) 事業概要

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

(2) 実施体制

① 提供体制

事業名 (根拠法)	主体 (委託の有無)	拠点 設置数	配置 人員
参加支援事業 (社会福祉法第106 条の4第2項第2 号)	委託：特定非営利 活動法人もりおか ユースポート	1	1人

② 実施方法

フリースペースカフェ（カフェサロン形式のイベント）を定期的を開催し、ひきこもり等の居場所づくりを行うとともに、そこを拠点として、社会とのつながりづくりに向けた個別の支援プランの作成及びプランに基づいた支援を実施するとともに、新たな支援メニューのづくりやマッチングに取り組めます。

(3) 評価指標

評価項目	実績値 (達成率)	目標値
	令和4年度	令和5年度
フリースペースカフェの運営 利用者のべ数（人）	76 (105.6%)	85
フリースペースカフェの運営 利用者実人数（人）	23 (191.6%)	25
支援プラン プラン作成件数（件）	12 (400.0%)	15
新たな支援メニューづくり 新たな支援メニュー（件）	3 (100.0%)	5

(4) 本計画における取組方針

フリースペースカフェの周知を強化し、利用者数の増加を図るほか、福祉以外の分野の社会資源とつながり、支援の幅を広げることに取り組めます。

3 地域づくり事業

(1) 事業概要

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。

(2) 提供体制

	事業名 (根拠法)	主 体 (委託の有無)	拠 点 設 置 数
介 護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち地域介護予防活動支援事業)	直営：健康長寿課	1
介 護	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	一部委託：町内社会福祉法人 第1層生活支援コーディネーター：町社会福祉協議会 第2層生活支援コーディネーター：町内社会福祉法人(4法人)	1
障 がい	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	委託：特定非営利活動法人ソーシャルサポートセンター	1
子 育 て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	委託：町社会福祉協議会、特定非営利活動法人矢巾ゆりかご	3
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	直営：福祉課	1

(3) 評価指標

第3期矢巾町地域福祉計画の計画策定に係るニーズ調査を用いて評価指標を設定します。

(4) 本計画における取組方針

分野別の地域づくり事業(狭義の地域づくり)のほか、分野別では取り組むことが難しい、これまで地域福祉に関わりの薄かった人や団体を新たに巻き込んだ、多様な主体による地域づくり(広義の地域づくり)を推進します。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 事業概要

複雑化・複合化した課題を抱えており、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。

(2) 実施体制

① 提供体制

事業名 (根拠法)	主 体 (委託の有無)	配 置 人 員
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第4号)	委託：特定非営利活動法人もりおか ユースポート	1人

② 実施方法

支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方（ひきこもり等）を早期に発見し、個別の支援プランの作成及びプランに基づいた支援を実施するとともに自宅訪問、同行支援等を行いつつ、継続的に寄り添い、関係性の構築を行います。

(3) 評価指標

評 価 項 目	実績値 (達成率)	目標値
	令和4年度	令和5年度
支援プラン プラン作成件数(件)	8 (266.6%)	10
支援者によるアウトリーチ アウトリーチ回数(件)	67 (111.6%)	75

(4) 本計画における取組方針

地域の支援者（民生児童委員、自治会など）と連携した「対象者の発見」、「つなぎ」において必要な連携が取れるような取組を強化します。

5 多機関協働事業（支援プランの作成を含む。）

（1）事業概要

複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の課題を解きほぐし、狭間のニーズを抱える事例の支援の役割分担、支援の方向性の整理を行う事業です。

また、町全体の包括的な相談支援体制の構築を目的として各種取組を行います。

※支援プランの作成（法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

（2）実施体制

① 提供体制

事業名 （根拠法）	主体 （委託の有無）	配置 人員
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の 4第2項第5号）	直営：福祉課	1人

② 実施方法

「複雑・複合化した支援ニーズを有するケース」、「狭間のニーズを有するケース」について、本人の同意を得た上で個別の支援プランの作成し、重層的支援会議にて、課題の解きほぐしや支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。

なお、上記のニーズを有するケースのうち、本人同意が無いケースについては、構成員に守秘義務が課された支援会議にて、情報共有等を実施します。

また、矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議において、町全体の包括的な相談支援体制の構築を目的とした協議を実施します。

（3）評価指標

評価項目	実績値 （達成率）	目標値
	令和4年度	令和5年度
支援プラン プラン作成件数（件）	2 (66.6%)	3

（4）本計画における取組方針

「個別支援会議」の実施をはじめとした体制は維持しつつ、福祉分野と他の分野の関係機関（者）との連携体制の強化に向けた組織体制づくりに係る取組を推進します。

6 矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議

会議名	矢巾町個別支援会議	矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議
根拠法等	【本人同意なし】 社会福祉法第106条の6 【本人同意あり】 矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱第4条	矢巾町重層的支援体制整備事業ネットワーク会議設置要綱第4条
内容	【本人同意なし】 ・気になるケースの見守り及び支援方針の検討 ・プラン（作成時点で本人同意が得られていないものの支援の必要性あると思われるアウトリーチ等事業のみ）の適切性の協議 【本人同意あり】 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体の実施状況の評価及び実施方針の協議 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
実施主体	直営：福祉課	直営：福祉課
出席者	ケースの内容に応じて、町福祉課（多機関協働事業者）が関係機関（者）に出席を依頼する。	町長が委嘱する委員（各支援関係機関の管理者等）
開催時期	随時開催	定期開催 年2回（6月頃、12月頃）
備考	令和4年度に実施した「庁内チーム連絡会」を取りやめ「複雑・複合化した支援ニーズを有するケース」、「狭間のニーズを有するケース」については、支援関係部署・機関から町福祉課に直接つなぐかたちに変更。	

第4 計画の推進

1 計画の周知・啓発

支援関係機関や地域住民等に本計画の考え方や取組み等について理解いただき、共に実践していただけるよう、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、支援関係機関が出席する各種会議、地域における出前講座、会合等も機会の一つと捉え、周知・啓発に努めます。

2 関係機関の連携

重層事業においては、重層事業を構成する各事業の実施機関に限らず、相談支援、参加支援及び地域づくり観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、コミュニティ分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野との連携が重要です。

(1) 相談支援

町社会福祉協議会を中心とする町内の支援関係機関と連携し、相談を受け止め、連携の上で支援を実施します。

(2) 参加支援

地域の社会資源や支援メニューのコーディネートやマッチングを円滑に行うとともに、既存の社会資源の拡充及び新たな支援メニューを創出するため、積極的に情報交換、ノウハウの共有を行います。

(3) 地域づくり

コミュニティ分野を中心とする関係機関と連携するとともに、重層的支援体制整備事業の各事業で地域のコーディネーターとしての役割を担う人材と、積極的な連携を図ります。

第5 計画の管理・評価

1 進捗状況の点検・把握

担当課である福祉課が、関係課と情報共有を行い、重層的支援体制整備事業推進会議の開催時期に併せて進捗状況を点検・把握します。

2 進捗状況の評価

担当課である福祉課が進捗状況を整理し、矢巾町地域福祉推進審議会及び推進会議において評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。

また、国の福祉政策動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

令和5年度 矢巾町重層的支援体制整備事業 支援体制図

包括的相談支援事業

支援の入口

- ・相談機関は分野別の体制を維持。
- ・分野に関わらず相談を「受け止め」、必要に応じて他の相談機関に「つなぐ」。

【介護：地域包括支援センター運営】（委託）

総合相業務
権利擁護業務
包括的・継続的ケアマネジメント業務
介護予防ケアマネジメント業務
※社会福祉士等の専門職を配置

【障害：障害者相談支援事業】（委託）

紫波地域障がい者基幹相談支援センター運営
一般相談
障がい福祉サービス利用のための計画相談

受け止める・つなぐ

【子育て：利用者支援事業】

子育て世代包括支援センター（にこにこ）運営
母子健康手帳交付時のリスクアセスメント
妊娠期から子育て期における継続的な支援
要対協管理ケースは関係課で連携対応

【生活困窮：福祉事務所未設置町村相談事業】

総合相談に対応する相談員1名配置
自立相談支援機関（県社協）と連携して対応

情報共有・調整を必要とするケース

分野別の会議体

地域ケア会議（介護）、支援調整会議（生活困窮）など

課題の解きほぐし・役割分担が必要なケース

多機関協働事業

【生活困窮：多機関協働事業】

複合・複雑課題ケース及び狭間のニーズの解きほぐし
役割分担の支援

※本人の同意がまだ取れていない段階で、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施する場合は、そのプランを矢巾町個別支援会議（支援会議として開催）にて協議する。

矢巾町個別支援会議

本人同意の有無に応じて会議の位置付けが変わる

随時開催

本人同意ありのケース

⇒重層的支援会議として開催

本人同意なしのケース

⇒支援会議（社会福祉法106条の6）

《目的》支援方針の検討、役割分担等
《出席者》ケースにより必要な支援関係機関（実務者級）
《開催頻度》随時開催（必要に応じて開催）

地域（広義の地域づくり）

支援の出口

- 社会福祉法人
- 企業・団体
- 自治会
- サロン活動
- 農林
- ボランティア団体
- 民生児童委員
- 教育機関

など多様な主体

地域づくり事業（狭義の地域づくり）

【介護：生活支援体制整備事業】（委託）

地域の課題・地域資源の把握と生活環境づくり
第1層生活支援コーディネーター1名
第2層生活支援コーディネーター4名

【介護：一般介護予防事業】（委託）

シルバーリハビリ体操指導者活動支援
通いの場・千鳥会（住民主体の介護予防活動支援）

【障がい：地域活動支援センター事業】（委託）

障がいに対する理解促進を図る普及啓発等

【子育て：地域子育て支援拠点事業】（委託）

aiaiひろば（NPO法人矢巾ゆりかご委託）
つさちゃんへのや（町社会福祉協議会委託）
さくらんぼ広場（NPO法人矢巾ゆりかご委託）

【生活困窮：生活困窮者等のための地域づくり事業】

コミュニティワークショップ

住民の方

参画
交流・居場所の整備

相談

アウトリーチ
及び
社会参加支援

多機関の協働による支援・介入

アウトリーチ等事業

【生活困窮：アウトリーチ等事業】（委託）

ひきこもり等への訪問、同行支援
支援者等との関係性構築を目的とした継続的な関わり

参加支援事業

【生活困窮：参加支援事業】（委託）

フリースペースカフェの運営
社会参加のコーディネート及び支援メニューの開発

一体的に実施

矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議

重層的支援会議として開催

定期開催
（年2回）

《目的》事業全体の実施状況の評価及び実施方針の協議
社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
《出席者》町長が委嘱する委員（管理者級）
《開催頻度》年2回開催（毎年6月、12月頃）